BIM/CIM 活用モデル事業 実施要領

令和3年3月長野県建設部

1 BIM/CIM 活用モデル事業

(1) 概要

BIM/CIM とは、公共事業の計画、調査、設計段階から3次元モデルを導入し、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、各段階での情報を一元化することより、建設生産システム全体を最適化して、業務の効率化・高度化を図ることを目的とした取組である。

BIM/CIM 活用モデル事業(以下「モデル事業」という。)は、本県における BIM/CIM を積極的かつ先進的に推進し技術力の確保・向上を図るため、3次元モデル(CIM モデル^{*1})にて測量、調査、設計、施工を行う事業を事業課及び発注機関が選定して実施する。

(2) モデル事業の実施方法

- ・測量、調査、設計から施工まで、事業の一連を3次元モデルで実施する ことを想定している。(ただし事業の一部での実施も可とする)。
- ・業務及び工事は、BIM/CIM 活用を条件として発注する(発注者指定型)。 ただし、契約後の協議によりモデル事業として実施することもできる。

(3) 仕様の決定

3次元モデルにて実施する内容や仕様については、特記仕様書に示すこととするが、契約後の協議にて決定することもできる。

(4) 積算

3次元モデル作成に要する費用は、実施内容に基づいて受発注者協議の うえ見積等により精算変更を行う。

(5) 「信州 BIM/CIM 推進協議会*2」との連携について

モデル事業の実施にあたっては、「信州 BIM/CIM 推進協議会」と連携して業務を進めるものとする。

2 適用する要領等

- ・UAV等を用いた公共測量実施要領(長野県建設部)
- ・十工の3次元設計実施要領(長野県建設部)
- ・BIM/CIM活用業務実施要領(案)(長野県建設部)
- ・ ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)
- ・発注者における BIM/CIM 実施要領(案)(国土交通省)
- ・CIM活用ガイドライン(案)(国土交通省)
- ・CIM導入ガイドライン(案)(国土交通省) 等

3 適用年月日

令和3年4月1日

- ※1 CIM モデル:「3次元モデル」と、「属性情報」「参照資料」を組み合わせた ものをさす。
 - ●3 次元モデル:対象とする箇所の地形や構造物等の形状を3次元で立体的に表現した情報
 - ●属性情報: 3次元モデルに付与する部材(部品)の情報(名称、形状、寸法、物性及び物性値(強度等)、数量、そのほか付与が可能な情報)
 - ●参照資料: CIM モデルを補足する(又は3次元モデルを作成しない構造物等)従来の2次元図面等の資料

※2 信州 BIM/CIM 推進協議会

令和元年 10 月 31 日設立。研修や学習会等を通じて、3 次元モデルに関する 技術や知識の向上・確保と、若手技術者の確保・育成を図ることを目的として いる。

参加機関 (一社)建設コンサルタンツ協会関東支部長野地域委員会

信州大学工学部

長野工業高等専門学校

長野国道事務所

長野県

(R3.4 から参加) (一社) 長野県測量設計業協会

(一社) 長野県建設業協会

特定非営利活動法人長野県ITアドバイザーセンター

アドバイザー (一社) Civil ユーザ会

(連絡先) 長野県建設部建設政策課技術管理室基準指導班(指導担当)

TEL:026-235-7312

E-mail:gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp